

2高危防第344号
令和2年11月16日

各部局主管課長様

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(危機管理・防災課長)

新型コロナウイルス感染症に係るイベント開催の留意事項等について

このことについては、令和2年9月15日付2高危防第276号によりお知らせしたところですが、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から令和2年11月12日付「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」により事務連絡（以下「11月12日付国事務連絡」という。）がありました。

つきましては、12月1日から来年2月末まで間のイベント開催等にあたっては、別添の事項を踏まえ、開催の可否を判断していただくとともに、引き続き感染防止対策に取り組んでいただくようお願いします。

また、各部局においては、本通知の内容を所管団体に周知いただくようお願いします。

なお、「来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する（11月12日付国事務連絡）」とされているところですが、来年3月以降に予定するイベント等の開催にあたっては、別添の事項等を参考にして準備にあたってください。

問い合わせ

危機管理・防災課 池上、西尾、小笠原
(内線 2035、9311)

来年 2月末までの催物の開催制限等について（概要）

令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 2 月末までに間ににおけるイベント開催については、開催の目安等を以下のとおりとする。

詳細については、令和 2 年 1 月 12 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「来年 2 月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」を参照。

1 催物開催の目安

「(1) 人数上限」及び「(2) 収容率」による人数のいざれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限の目安 (①、②のいざれか大きい方)

① : 5,000 人 ② : 収容定員の 50%

(2) 収容率の目安

③ : 大声での歓声・声援等がない場合 → 収容率 100%

- 類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと。
- 開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと。
- 別紙 1 「イベント開催時の必要な感染防止策」に記載された対策の徹底が行われること。
- 食事を伴うイベントについては、別紙 2 「映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策」に記載した条件をすべて担保すること。

④ : 大声での歓声・声援等がある場合 → 収容率 50%

異なるグループ又は個人間では座席を 1 席は空けることとされているが、5 名以内の同一グループでは座席等の間隔を設ける必要はないため、収容定員の 50% を超えることもありうる。

※③、④のイベント区分については、別紙 3 「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とした／想定されるものの例」を参照

2 催物開催の目安の算出例（令和 2 年 9 月の事務連絡から変更なし）

施設等の 収容定員	大声の 有無	(1) 人数上限 〔①、②のいざれか 大きい方〕		(2) 収容率 〔大声なし 100% 大声あり 50%〕	催物開催の目安 〔(1)(2)のいざれか 小さい方〕
		① (5,000 人)	② (50%)		
5,000 人	無	5,000 人	2,500 人	5,000 人	5,000 人
	有			(※) 2,500 人	(※) 2,500 人
8,000 人	無	5,000 人	4,000 人	8,000 人	5,000 人
	有			(※) 4,000 人	(※) 4,000 人
10,000 人	無	5,000 人	5,000 人	10,000 人	5,000 人
	有			5,000 人	5,000 人
20,000 人	無	5,000 人	10,000 人	20,000 人	10,000 人
	有			10,000 人	10,000 人

※ 5 名以内の同一グループで座席等の間隔を設けない場合は、収容率が 50% を超え、催物開催の目安が表記の人数を超えることもありうる。

3 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。

なお、別紙4「野外フェス等における感染防止策」の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能。

また、別紙5「初詣における感染防止対策の留意事項について」に留意すること。

4 その他の留意事項

(1) 保健所が実施する立入検査等において、特定建築物所有者等に対し、業種別ガイドラインを配布する等により、施設における感染拡大防止策の周知徹底に努めること。

(2) イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

(3) イベント参加者やイベント主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、別紙6～8の記載事項について留意するよう促すこと。

- ・別紙6「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」
- ・別紙7「エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について」
- ・別紙8「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」

(4) 公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所に対し、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。

(5) 関係団体とも連携しながら、事業者が、別紙9「感染リスクが高まる「5つの場面」」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践できるよう、周知すること。

(6) 別紙10「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知すること。また、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂を促すこと。